

「ベビーカー」とは

＜ベビーカーの規定（消費生活用製品安全法施行令別表第1）＞

十五 ベビーカー（主として家庭において出生後三十六月以内の乳幼児の運送に使用することを目的として設計した歩きながら用いる小型の車をいう。）



（写真出典）一般財団法人製品安全協会 提供

＜政令規定の解釈（解釈通達）＞

主として家庭において

- 病院、保育所等で使用されるために特別に設計されたベビーカーは、規制の対象外。
管理者（専門的な知識を有する者等）が存する施設での使用が目的のため、規制の必要はないとの趣旨によるもの。
- 他方、病院、保育所等で使用されるベビーカーであっても、その使用の態様が家庭における場合と同様であり、それが一般消費者が家庭において使用することを目的として設計されたものであれば、規制の対象とする。
- デパートや遊園地等において使用されるベビーカーもその使用の態様は家庭における場合と同様であるので、通常は、「主として家庭において」使用することを目的として設計したものに該当し、規制の対象とする。

出生後36月以内の乳幼児の運送に使用することを目的として設計した歩きながら用いる小型の車

- 出生後36月を超える乳幼児の運送に使用することを目的として設計したものであっても、出生後36月以内の乳幼児の運送に使用することが想定され得る製品については、規制の対象とする。

乳幼児の運送に使用する

- ペダルその他の乳幼児の力により走行させる装置を備える三輪車及び乗用玩具並びに荷物を運搬するためのキャリーケースで座席を有する製品等は、乳幼児の運送以外の用途に使用されるものであるため規制の対象としない。
- 乳幼児の月齢に応じて、他の用途にも使用できる機能を有し形状を変更することができる製品については、「乳幼児の運送に使用する」場合は規制の対象とする。
- また、チャイルドシートを車体に固定してベビーカーとして使用する製品については、規制の対象とする。当該製品のチャイルドシート部分をチャイルドシートとして使用する場合には、消費生活用製品安全法施行令第二十条及び別表第四第二号に規定する装置であり、規制の対象としない。

ベビーカーの技術基準

- 国際規格に整合していれば技術基準適合とみなす旨、解釈通達で示す。

＜ベビーカーの技術基準（技術基準省令別表第1）＞

- 1 乳幼児が触れるおそれのある部分には、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。
- 2 乳幼児の手足の届く範囲に、乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。
- 3 乳幼児が触れるおそれのある範囲にある可動部分及び折りたたむことができる構造を有するものにあつては、身体上の損傷のおそれがないこと。
- 4 折りたたむことができる構造を有するものにあつては、開閉が容易で、展開時に意図しない解除のおそれがないこと。
- 5 駐車させるため必要な装置を有し、その操作部は乳幼児が操作できないものであること。
- 6 使用中に転落を防止するための乳幼児の身体を十分に保持できる構造を有すること。
- 7 使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度及び安定性を有すること。
- 8 座席部分の取り外しができるもの又は座席部分に他の座席を取り付けることができるものにあつては、容易に外れない構造を有すること。
- 9 乳幼児の手の届く範囲の接続部品及び付属品は、窒息のおそれがない大きさであること。
- 10 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

＜国際規格や関連民間規格の扱い（解釈通達別表・法令適用事前確認手続き（ノーアクションレター））＞

1～9 以下の規格に適合する製品は、技術上の基準に適合する。

ISO 31110:2020及びEN 1888-1:2018+A1:2022又はASTM F833-21

なお、技術上の基準を満たす解釈は、上記に限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術上の基準に適合していると判断し得るものである。

また、消費生活用製品安全法施行令第二十条に基づき消費生活用製品安全法施行令別表第四第二号に規定されている自動車の装置を構造に含むものにあつては、当該装置自体は道路運送車両法の規制対象となり、消費生活用製品から除かれるものであること。

国内の民間規格の取扱いについても、関係団体からの申し出を踏まえ、その取扱いを示す予定。

ベビーカーの届出（型式区分）

- ベビーカーの製造・輸入事業者は、氏名又は名称及び住所等に加え、**型式の区分**を届け出ることが必要となる。

<ベビーカーの型式区分（技術基準省令別表第2）>

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
15. ベビーカー	形状	(1) 座面と背当から構成されるものであつて、使用時の座面に対して背当のなす最小の角度が95度以上のもの（(2)に掲げるものを除く。） (2) 座面と背当から構成されるものであつて、使用時の座面に対して背当のなす最小の角度が95度以上であり、かつ、座面に対して背当のなす最大角度が150度以上のもの (3) 箱形のもの (4) その他のもの
	折りたたむことができる構造	(1) あるもの (2) ないもの
	車輪の数	(1) 三輪のもの (2) 四輪のもの (3) その他のもの
	乗車定員	(1) 一人のもの (2) その他のもの
	座席部分の取り外し	(1) 取り外しが可能なもの (2) その他のもの
	日よけ	(1) あるもの (2) ないもの
	付属品	(1) あるもの (2) ないもの

型式の区分の形状

- ベビーカーとして複数の形状を有する製品については、複数の型式に該当するものとする。

型式の区分の車輪の数

- 車輪を各々の脚の両側に備えるものその他の複輪のものについては、複輪を一単位とする。